

平成 29 年 11 月 15 日

各 位

新潟縣信用組合

三条市における地域の見守り活動に関する協定の締結について

新潟縣信用組合は、三条市との間で、一人暮らし高齢者、障がい者、子供その他の三条市の地域の中で支援が必要と思われるものを見守り活動について相互に協力体制を確立し、積極的に連携することにより、高齢者等の孤独死等を防止し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的として、下記の通り協定を締結しましたのでお知らせいたします。

記

1. 名称

三条市における地域の見守り活動に関する協定書

2. 締結日

平成 29 年 11 月 15 日

3. 協力事項の内容

- (1) 新潟縣信用組合は、その職員に対して協定の趣旨を周知するとともに、日常業務において高齢者等の健康状態等に関して異変を察知した場合は、三条市に対して連絡をします。
- (2) 三条市は、その職員及び高齢者等の保護に係る機関等（関係機関）に対して協定の趣旨を周知し、見守り活動の円滑な実施を図るとともに、関係機関等と協力して高齢者等に対する必要な支援を行います。

以 上